

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表 新旧対照表

改正後	改正前
<p>参考（改正後の通知全文） 厚生労働省発社援 0315 第 9 号 平成 2 2 年 3 月 1 5 日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 <u>第十三次改正、第十四次改正</u> <u>厚生労働省発社援 0515 第 8 号</u> <u>令和 6 年 5 月 15 日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>参考（改正後の通知全文） 厚生労働省発社援 0315 第 9 号 平成 2 2 年 3 月 1 5 日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正</p> <p>省 略</p> <p>第十三次改正 <u>厚生労働省発社援 0703 第 5 号</u> <u>令和 5 年 7 月 3 日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長 <u>児童相談所設置市市長</u></p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。</p>

別紙

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 (略)

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
(交付の目的)

1 (略)

(定義)

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
①～⑨ (略)			
⑩ 「 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> 」(令和4年法律第52号)第9条第1項に基づく女性相談支援センター、同条第6項に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護を行う施設(以下「 <u>一時保護所</u> 」という。)同法第12条第1項に基づく女性自立支援施設	<u>女性相談支援センター</u> <u>一時保護所</u> <u>女性自立支援施設</u>		
⑪ (略)			

(2) (略)

別紙

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 (略)

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
(交付の目的)

1 (略)

(定義)

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
①～⑨ (略)			
⑩ <u>売春防止法</u> (昭和31年法律第118号)第34条第1項及び第2項に基づく婦人相談所、同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設(以下「 <u>婦人保護施設等</u> 」という。)	<u>婦人相談所</u> <u>一時保護施設</u> <u>婦人保護施設</u>		
⑪ (略)			

(2) (略)

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。
次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)～(6) (略)			
<u>(7) 女性自立支援施設等</u> <u>ア 女性相談支援センター及び一時保護所</u>	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項及び第6項</u>	都道府県又は指定都市	1/2
<u>イ 女性自立支援施設</u>	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項</u>	都道府県	1/2
(8) (略)			

(2) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。
次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(7) 女性自立支援施設</u>	<u>困難な問題を抱える女性への支援に</u>	社会福祉法人	<u>困難な問題を抱える女性への支援に</u>	都道府県	3/4	2/3

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。
次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)～(6) (略)			
<u>(7) 婦人保護施設等</u> <u>ア 婦人相談所及び一時保護施設</u>	<u>売春防止法第34条第1項、第2項及び第5項</u>	都道府県又は指定都市	1/2
<u>イ 婦人保護施設</u>	<u>売春防止法第36条</u>	都道府県	1/2
(8) (略)			

(2) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。
次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(7) 婦人保護施設</u>	<u>売春防止法第36条</u>	社会福祉法人	<u>売春防止法第39条</u>	都道府県	3/4	2/3

	関する法律第12条第1項		関する法律第21条第1項			
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)

5 (略)

6 (1) (略)

(2) 間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) (略)

7～10 (略)

別表 (略)

(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)

5 (略)

6 (1) (略)

(2) 間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(3) (略)

7～10 (略)

別表 (略)

別紙1

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙(1)

申請額一覧表

(都道府県・指定都市・中核市名)

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助申請額
(項) 社会福祉施設整備費(日)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
㊦ 小計				
(項) 介護保険制度運営推進費(日)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
㊧ 小計				
合計(㊦+㊧)				

別紙(1)

申請額一覧表

(都道府県・指定都市・中核市・広域相互援助圏市名)

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助申請額
(項) 社会福祉施設整備費(日)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
㊦ 小計				
(項) 介護保険制度運営推進費(日)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
㊧ 小計				
合計(㊦+㊧)				

別紙2

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市）へ提出された事業計画書副本（この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙2

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業計画書副本（この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙3

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国库補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国库補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種 類 等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙3

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国库補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国库補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種 類 等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙(1)

精算額一覧表

(新潟県・指定都市・中核市等)

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助精算額
(項)社会福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
① 小計				
(項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
② 小計				
合 計(①+②)				

別紙(1)

精算額一覧表

(新潟県・指定都市・中核市・県町村級施設等)

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助精算額
(項)社会福祉施設整備費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
① 小計				
(項)介護保険制度運営推進費(目)社会福祉施設等災害復旧費補助金				
② 小計				
合 計(①+②)				

別紙 4

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 4

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙(1)

精算額一覧表

(都道府県・指定都市・中核市) (単位:円)

Table with 4 columns: 施設の種別, 施設の名称, 関係補助事業者, 国庫補助精算額 (災害復旧費). Includes sub-totals for (ア) and (イ) categories.

(ア)の4の関係補助事業者の場合

元 書 送 付 額 算 額 精 算 額 内 訳

Large table for detailed accounting breakdown of (ア) category, including columns for various types of expenses and their calculated amounts.

- (注) ① 工事費及設備費を算定する場合は作成すること。
② ①欄には、算付精算額を記載すること。
③ ①欄には、金額、④欄、⑤欄の5分額を5%に、40(1)未満の金額を算定して記入すること。
④ ⑤欄については、経費発生、指定額等及び付与率(0/4 + 1)を算定して記入すること。
⑤ ①欄は、災害復旧費の算定については、内訳の金額の記入の欄に算定額を記入すること。
⑥ ①欄には、①欄及び⑤欄の合計の5%以内(5%未満の場合は繰上)の金額を算定して記入すること。
⑦ ①欄は、①欄の金額に消費税を加えて記入すること。

別紙(1)

精算額一覧表

(都道府県・指定都市・中核市・准広域施設設置市) (単位:円)

Table with 4 columns: 施設の種別, 施設の名称, 関係補助事業者, 国庫補助精算額 (災害復旧費). Includes sub-totals for (ア) and (イ) categories.

(ア)の4の関係補助事業者の場合

元 書 送 付 額 算 額 精 算 額 内 訳

Large table for detailed accounting breakdown of (ア) category, including columns for various types of expenses and their calculated amounts.

- (注) ① 工事費及設備費を算定する場合は作成すること。
② ①欄には、算付精算額を記載すること。
③ ①欄には、金額、④欄、⑤欄の5分額を5%に、40(1)未満の金額を算定して記入すること。
④ ⑤欄については、経費発生、指定額等及び付与率(0/4 + 1)を算定して記入すること。
⑤ ①欄は、災害復旧費の算定については、内訳の金額の記入の欄に算定額を記入すること。
⑥ ①欄には、①欄及び⑤欄の合計の5%以内(5%未満の場合は繰上)の金額を算定して記入すること。
⑦ ①欄は、①欄の金額に消費税を加えて記入すること。

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳別紙（2）のとおり（別紙3の別紙（2）の様式を準用）
- 4 事業実績報告書別紙（3）のとおり（別紙3の別紙（3）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳別紙（2）のとおり（別紙3の別紙（2）の様式を準用）
- 4 事業実績報告書別紙（3）のとおり（別紙3の別紙（3）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙 6

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 2 施 設 の 種 類 等 別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり(別紙4の別紙(2)の様式を準用)
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙7～9 (略)

別紙 6

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 2 施 設 の 種 類 等 別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用)
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり(別紙4の別紙(2)の様式を準用)
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙7～9 (略)